

# 今後の検討項目

---

# 建設業法における技術者制度の概要

工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における下請合計金額	3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上)	3,000万円未満 (建築一式工事は4,500万円未満)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士</li> </ul> </li>   <li>●実務経験者（指定7業種は除く）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士</li> </ul> </li> <li>●二級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2級施工管理技士等</li> </ul> </li> <li>●実務経験者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験</li> <li>・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験</li> <li>・10年以上の実務経験</li> </ul> </li> </ul>
工事現場における専任の要件 <sup>注)</sup>	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要	
その他	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)	

注) 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。  
(「監理技術者制度運用マニュアル」(H16.3.1))

# (現行) 技術検定の受検資格の概要

## ○1級の受検資格(令第27条の5第1項)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数※ <sup>1</sup>	
	指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
大 学	卒業後 3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
高 等 学 校	卒業後8年以上※ <sup>2</sup>	卒業後11年6ヶ月以上
中 等 学 校	卒業後15年以上	
2級技術検定合格者	2級合格後3年以上※ <sup>2</sup>	

※<sup>1</sup> 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない

※<sup>2</sup> 「専任の監理技術者もとの実務経験2年以上」を満たさない場合には、+2年の実務経験が必要

## ○2級の受検資格(令第27条の5第2項)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数		
	指 定 学 科	指 定 学 科 以 外	
	学 科 試 験	実 地 試 験	
大 学	条件なし※ <sup>3</sup>	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	条件なし※ <sup>3</sup>	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高 等 学 校	条件なし※ <sup>3</sup>	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
上 記 以 外	8 年 以 上		

※<sup>3</sup> 試験と同年度に卒業見込みの者は、学科試験のみ受験することが可能